

真岡市男女共同参画推進条例（平成22年12月15日条例第33号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第20条）

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等（第21条—第23条）

第4章 真岡市男女共同参画審議会（第24条）

第5章 補則（第25条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて様々な取組が進められてきた。また、国際情勢や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の最重要課題と位置づけ、総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法が制定された。

真岡市では、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を積極的に展開してきた。このことによって、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されているが、今なお社会における制度や慣行の中に見直すべき課題が存在している。

このような現状を踏まえて、真岡市は、男女が社会の対等な構成員として、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の早期実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在するものをいう。

(3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。

(4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。
- (5) 学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。
- (6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国、県等と連携しつつ、率先してこれに取り組まなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、それぞれが互いに協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び仕事と生活の両立に配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取り組むものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(教育に関わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に基づいた教育を行うものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する真岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(意識の啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措

置を講ずるものとする。

(教育の分野における施策)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成その他の男女共同参画の推進のための必要な措置を講ずるものとする。

(農林業及び家族経営的な商工業等の分野における施策)

第13条 市は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野で、男女がそれぞれの能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることにより、充実感をもって働ける環境づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第14条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるよう仕事と生活の両立に配慮した取組に必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者が仕事と生活の両立が図られるようにするための情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行っている事業者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組を公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、協力するものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出があったときは、適切に対応するものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(積極的改善措置)

第18条 市は、政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項について調査及び研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他の男女間において身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。
(性別による権利侵害等に関する相談への対応)
- 第22条 市は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応しなければならない。
(公衆に表示する情報への配慮)
- 第23条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはならない。

第4章 真岡市男女共同参画審議会

(真岡市男女共同参画審議会の設置)

- 第24条 男女共同参画社会の形成の推進に資するため、審議会を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議し、必要と認める事項について、市長に意見を述べること。
 - (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。
 - 3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれの委員の数も、委員総数の10分の4未満とならないものとする。
 - 4 委員は、市民、事業者、関係機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

- 第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。